

国民年金保険料を納めることが困難なときは免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点の2年1ヵ月前の月分まで、申請ができます。

免除等申請の種類

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。将来受け取る老齢基礎年金額に一部反映されます。

②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

必要なもの

マイナンバーカード(マイナンバー通知書)もしくは基礎年金番号のわかるもの(年金手帳など)

※マイナンバー通知書の場合は、身分証明書(運転免許証など)も必要となります。

※学生納付特例申請の場合は、学生証(コピーでも可)も必要です。

※所得審査対象の方で、退職(失業)された方は、失業日の翌々年6月分までの所得状況を除外して審査を行うことが可能です。この審査を希望される場合は、雇用保険受給資格者証、離職票などの写しが必要です。



令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、前年所得によらず免除申請が可能な場合があります。まずはご相談ください。

◆保険料の追納◆

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

【お問い合わせ・申請先】

市保険年金課年金担当(市役所1階③番窓口)
☎32・4120 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

小松島市国民健康保険加入者の方へ 特定健診を受けましょう

特定健診は、生活習慣病のリスクを高める内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健診です。ご自身の生活習慣病発症リスクを確認する機会として、年1回の特定健診を受けましょう。

【対象者】

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方(長期入院中など、一定の条件にあてはまる方を除きます。)

※対象者の方あてに、みどり色の封筒で受診券を6月下旬ごろに郵送しています。

※市国保以外の医療保険加入者は、それぞれ加入している医療保険にお問い合わせください。

【受診方法】

特定健診を実施している医療機関(一覧表を受診券に同封しています。)に、**受診券・国民健康保険被保険者証(保険証)・自己負担金1,000円**をご持参のうえ、受診してください。

なお、予約が必要な場合がありますので医療機関に直接確認してください。

【受診期間】12月31日(金)まで

ただし、昭和21年10月1日から昭和22年3月31日生まれの方は、**9月30日(木)まで**に受診してください。

【検査項目】

問診、身体測定、血圧測定、血液検査(血中脂質・肝機能・血糖・尿酸・貧血)、尿検査、心電図検査、腎機能検査

特定保健指導

特定健診の結果から、「動機づけ支援」「積極的支援」が必要と判定された方あてに、市保健センターから特定保健指導の案内通知をお送りします。案内通知が届いた方は、保健指導を活用し、生活習慣の見直し・改善をしてみましょう。

【お問い合わせ先】市保険年金課国保担当(市役所1階⑤番窓口) ☎32・2113 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp